

都市公園法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（抄）

..... 1

改 正 案	現 行
<p>（占用の期間） 第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次に掲げるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第七条第五号並びに第十二条第九号及び第十号に掲げるものについては、<u>一年</u></p> <p>四 （略）</p>	<p>（占用の期間） 第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次に掲げるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第七条第五号並びに第十二条第九号及び第十号に掲げるものについては、<u>六月</u></p> <p>四 （略）</p>